

ストップ！セクハラ

あなたの職場では次のようなことはありますか。このような行為はセクシュアルハラスメントに当たりますのでご注意ください。

<チェック！>

- 職場や宴会で不必要に人の身体に触る。
- 宴会でお酌やデュエットを強要する。
- 職場や宴会で性的な冗談を言ったり、個人的な性的体験を話題にする。
- 帰宅に際し、不必要に同行したり、帰路以外の場所（他の飲食店、ホテル等）に誘う。
- 上司（同僚）が仕事上の必要性がないのに、メールアドレスを聞き、プライベートなメールを送ってくる。

勤務時間外の「宴会」等でも、職務との関連性、参加者、参加が強制的か任意か等によって、実質上職務の延長と考えられるものは「職場」に該当します。

会社は、セクシュアルハラスメントについての相談を受けた場合には、相談に対しその内容や状況に応じ適切に対応できるようにする必要があります。セクシュアルハラスメントを防止するため全ての従業員に周知・啓発を行いましょ。

セクシュアルハラスメント相談員による相談のお知らせ

とき 原則 毎週火、木曜日
午前10時30分～午後4時30分

ところ 千葉労働局雇用均等室
※事前に電話で予約ください。

◆問い合わせ

千葉労働局雇用均等室
☎043-221-2307

均等・両立推進 企業表彰募集

ポジティブ・アクションを推進しているファミリー・フレンドリーな環境の企業を募集し表彰します。

表彰には

厚生労働大臣最優良賞、厚生労働大臣優良賞、都道府県労働局長優良賞、都道府県労働局長奨励賞があります。

応募期間 3月31日(木)まで
応募方法

応募様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードまたは、雇用均等室で配付。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2485200000330x.html>)

必要事項について、平成22年1月1日の状況を記入し、自己採点の上、千葉労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXで応募ください。

◆応募・問い合わせ

千葉労働局雇用均等室
〒260-8612
千葉市中央区中央4-11-1
千葉第2地方合同庁舎
☎043-221-2307
FAX 043-221-2308

育児・介護休業法が改正されました

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されました。施行日について記載のあるものを除き、6月30日より施行されます。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- ・3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があつたときの所定外労働の免除を制度化する。
- ・子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば現行どおりの年5日、2人以上であれば年10日）

2 父親も子育てができる働き方の実現

- ・父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ 育休プラス）
- ・父親が出産後8週間以内育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。

- ・配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができ、制度を廃止する。

3 仕事と介護の両立支援

- ・介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）

4 実効性の確保（調停を除き）
平成21年9月30日施行。調停については平成22年4月1日施行

- ・苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。

- ・勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、または虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

◆問い合わせ

千葉労働局雇用均等室
☎043-221-2307